

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した亡父（申立人らのうち2名が相続）、申立人母及び申立人長男について、①亡父につき、浪江町で生まれ育ち、居住期間が80年程度にわたっていたことや、地元で勤務しつつ地元の住民を対象にした私塾を長期間営み、行政区の活動に積極的に参加していたなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として100万円の賠償が認められ、②申立人母につき、浪江町で生まれ育ち、居住期間が70年以上にわたっていたことや、亡父が営んでいた私塾の維持に助力し、行政区の活動に積極的に参加していたなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として70万円の賠償が認められたほか、③申立人長男につき、重度の障害を抱えており、再就労が困難な状況が継続していたこと等を考慮して、直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成29年9月から平成30年3月までの就労不能損害（原発事故の影響割合を3割として算定）が賠償されるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2、申立人X3、申立人X4、申立人X5（以下申立人5名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- （1）亡A（以下、「被相続人」という。）が令和2年2月〇日に死亡し、申立人X1および申立人X3が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- （2）申立人らの知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- 1 生命・身体的損害に係る就労不能損害（申立人X1分）
期間：自 平成29年9月1日 至 平成30年3月31日
金63万3930円
- 2 日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針I）②（障害）による増額分（申立人X1分）

期間：自 平成23年3月11日 至 平成30年3月31日

金170万円

- 3 被相続人の生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）増額分（申立人X1相続分）

金50万円

- 4 被相続人の生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）増額分（申立人X3相続分）

金50万円

- 5 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）増額分（申立人X2分）

金70万円

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金403万3930円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和8年4月2日

（仲介委員 大島 やよい）